

平成28年度 定期監査の結果に関する報告書

平成29年3月31日（金）

第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項の規定による平成28年度における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理について定期監査を実施した。その結果は次のとおりである。

1 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、平成28年12月末現在の事務事業の執行が予算及び法令等に基づいて行われているかという観点から検証するとともに、契約関係について、法令等に基づいた適正発注がなされているか、また、各種補助金の支出事務が適正かという観点に留意して実施した。

2 監査の実施状況

全部局等を対象に平成28年4月1日から平成28年12月31日までを対象期間とする定期監査調書を徴し、予算の執行状況、契約及び財産管理等の審査をするとともに、平成29年3月7日、8日の2日間、下記の6課についてヒアリングを実施した。

監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関
3月7日（火）	国保年金課	3月8日（水）	商工観光課
	都市計画課		庁舎建設課
	保育幼稚園課		学校施設課

第2 監査の結果と概要

定期監査の結果、各課等における予算の経理、財産管理など財務に関する執行及び経営に係る事業管理は、関係法令等に従いおおむね適正になされていると認められたが、一部に指摘・改善等を要するものがあつた。改善を要する事項については、必要な措置を講ずるなど適正な事務事業の執行に努められたい。

また、ヒアリングを実施した6課の状況等については以下のとおりである。

1 国保年金課について

国保税の徴収率については、平成26年度は現年度分が95.78%、滞納繰越分が16.62%。平成27年度は現年度分が96.53%、滞納繰越分が22.92%となっており、今年度は約97%の徴収率の見込みとの説明を受け、徴収率は毎年上がっている。平成27年度の徴収率については、11市中でも最高の成績を収めている。

国保年金課においては税負担の公平性の観点から、今後とも収入未済額の縮減を図るとともに、引き続き滞納の発生防止や収納率の向上に努められたい。

指摘事項なし。

2 保育幼稚園課について

保育幼稚園課については、定期監査調書の提出の遅れ、契約調書の未記載、保育料の徴収状況（滞納分）における誤記載等があり、組織的な事務処理及び管理運営がなされているか危惧される。今一度事務処理体制を点検し、改善を図られたい。

保育園及び幼稚園保育料の徴収業務については、組織管理体制のもとに現状把握を行い、収入未済額の縮減を図るとともに、滞納の発生防止や収納率向上に努められたい。

また待機児童解消については、今後とも解消に向けた施策の推進に努められたい。

3 都市計画課について

都市計画課については、昨年度から引き続き新たなまちづくりに対応するための都市計画マスタープランの改定事業、本市の良好な景観形成を推進するための市景観計画の策定事業を実施している。

これらの事業は本市の新たなまちづくりや景観形成の指針となるものであり、その事業成果を期待したい。

新たな市街地形成を図ることを目的に現在、地区計画策定事業が実施されているが、同事業の今後の進展を注視したい。

また、市改良住宅使用料の滞納・未収金の回収については、所在不明者の追跡調査、明渡請求等を行うなど改善に向けた取り組みがなされている。今後とも公平公正な市営住宅の管理運営を図るため、滞納者の早期納入の推進に努められたい。

指摘事項なし。

4 商工観光課について

商工観光課については、市内の商工業の振興発展及び観光の開発や調査研究、観光客の誘客等を図ることを目的に各種事業を展開しているが、その中でも県外販路拡大支援事業については市内事業者において事業拡大が図れる機会づくりとなるが、今年度12月末時点で執行率が14.70%と低い執行率となっている。執行率が低い要因は様々であるが、要綱等の見直し等により申し込み者数の増加も改善できると思われるため、市商工会とも連携しその取り組みに努められたい。

また、本年度から観光力向上業務委託事業を実施しているが、以前実施していた人材育成事業や就労促進事業と同様に同事業により観光人材の育成を図り、今後の本市の観光業の振興発展につながっていくよう、事業者等との連携体制を構築するとともに、事業の効果が図られるよう受講者の事後調査についても努められたい。

指摘事項なし。

5 庁舎建設課について

新庁舎建設事業については、平成28年10月3日に本体の建築工事に着手した。

本事業は、総事業費約52億円の巨費を投じ、50年、100年の大計を見据えた本市の一大事業であり、事業の推進に万全を期すとともに、効率、効果的な事業執行に努められたい。

また、新消防庁舎建設事業については、平成28年10月19日に建築工事に着手した。

本事業は、本市の消防力の向上に資するものであり、市民の生命・財産の保護、安全・安心の確保に十分留意しつつ、効率、効果的な事業執行に努められたい。

指摘事項なし。

6 学校施設課について

現在、上田小学校の改築工事と豊見城中学校の改築事業が並行的に進められている。

同事業は、限られた敷地内での改築工事であり、作業工程において一定の制約も受けるが、今後の事業執行にあたっては、極力、児童生徒の教育環境に影響が及ばないよう、効率的な事業推進に努められたい。
指摘事項なし。

第3 指摘・改善等を求める事項について

1 旅費及び資金前渡、概算払いの精算事務について

本年度においても、精算事務については3年連続で精算遅延を行っている課があり、指摘事項が改善されていない。所属長は今後同様な指摘事項がないよう、適正な事務処理に努められたい。

(精算事務遅延)

・旅費精算：生涯学習振興課3件

※生涯学習振興課については平成26年度、平成27年度も指摘あり。

2 予算の計画的かつ効率的な執行について

定期監査については、毎年12月末時点の執行状況により監査を実施しているが、歳入歳出予算の執行は、概ね適正に処理されております。

歳入については、12月末現在の市税の対調定収入率が昨年度と比較して低下している。税負担の公平性の観点からも、引き続き収納状況を詳細に把握し、収入未済額の縮減と滞納の発生防止に努められたい。

歳出については、12月末時点で未執行または低執行率も見受けられるため、計画的な予算の執行を心掛け、限られた財源の有効活用に努められたい。

特に物品購入については、年度当初に購入しその有効活用を図られたい。

3 補助金の支出及び効果について

各種団体への補助金については、交付目的に沿って適正かつ効率的に使用されるよう、補助を受けた団体の事業計画、決算状況を十分に把握し、不適切と思われる支出や毎年度の繰越金が多い団体については、市の予算編成方針等に従い、補助金の見直し等も視野に入れながら、交付団体に対し積極的に指導、助言を行うとともに、その必要性や公益性及び有効性等の観点から補助金の効果等、的確な把握とその評価検証を行い、適正な執行に努められたい。

また、今回の定期監査において、交付規程に定められた期限を3か月も遅れ、補助金の交付申請を行った団体もあったことから、所管課にあつては、今後同様な事例等が発生しないよう交付団体に対し指導及び助言など必要な措置を図られたい。

4 切手等の管理について

本年度の定期監査において、提出された切手等(切手、はがき、レターパック)の保管状況と財務会計(支出命令一覧表)システムをチェックした結果、提出された保管状況と購入金額が不一致となる課が多く、提出資料の再確認及び再提出の依頼を行い、また後日、切手等の受払簿等の写しの提出依頼を行った。

切手等の取扱いについては、その性質上現金と類似するものであり、厳正な管理が求められるものであることから、その取扱いについては、受払簿により毎月の使用状況と残高及び現品の照合確認を適切に実施し、また購入についても実使用分にとどめ、年度末残高と繰越分を適切に管理されたい。

切手等の管理状況については、年度明け4月から5月を目途に再度監査を実施しますので、協力をお願いしたい。

【むすび】

本年度の定期監査を実施し、組織としてのチェック体制の基礎となる決裁事務がしっかりなされていないと思われる課があったため、各課等におかれましては事務事業の執行にあたり、決裁事務の重要性を再認識の上、適正な事務処理を行われたい。

また、業務の現状や課題を振り返り、適切かつ効率的な業務の進行管理に努められたい。